

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A県A市所在の会社Bに雇用され、ユニフォームのレンタルや販売、集配の作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に同営業所主任に昇格したが、長時間労働に加え、所長からのパワーハラスメントによって、「うつ病」を発病したとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した「うつ病」は業務によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求を、当審査会に対して再審査請求をしたが、いずれも棄却されたため、取消訴訟を提起したところ、監督署長の当該処分が取り消され、平成〇年〇月〇日判決は確定した。

監督署長は、上記取消判決に従い、請求人のうつ病は業務上の事由によるものであると認め、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付を支給する旨の処分をしたものの、同人のうつ病は平成〇年〇月〇日には治ゆ（症状固定）の状態であったとし、同月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付については支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として審査官に審査請求をしたところ、審査官は、

平成○年○月○日付けでこれを棄却したが、請求人は、再審査請求を行わなかったため、監督署長の当該処分は確定した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級の7の2に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けで、これを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人らは、請求人の残存する障害の状態は「軽易な労務以外の労務に服することができない」ことは明らかであるので、障害等級第7級に該当すると主張しているので、以下検討する。

（2）請求人の障害は、脳の器質的損傷を伴わない精神障害に該当すると認められるので、障害等級認定基準（以下「認定基準」という。）に照らし以下、検討する。

ア 請求人は、治ゆ（症状固定）後、一時期就労していたことが認められるが、平成○年○月○日に会社Cを退職してからは就労していないことから、同人

の障害の状態及び程度は、認定基準に掲げる「就労意欲の低下等による区分」の「就労意欲の低下又は欠落により就労していない者」に該当し、医証から、能力に関する判断項目の「身辺日常生活」については、「しばしば（又は時に）助言・援助が必要」な状態であるものと認められる。

イ 医証によれば、認定基準の能力に関する判断項目において、身辺日常生活が「できない」とはされていないことから、当該能力が失われている者には該当せず、また、それ以外の項目のうち2項目以上が「できない」とされていないことから、2以上の能力が失われている者にも該当しないので、請求人は「重い症状を残している者」には該当しない。

ウ 請求人の場合、一件記録からは、認定基準の「重い障害を残している者の例」として掲げられている持続的な異常行動などの「持続的な人格変化」は認められないことから、「重い障害を残している者」には該当しない。

エ 以上から、当審査会としては、D医師が平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は、「重い症状を有する者」、「重い障害を残している者」のいずれにも該当せず、同人に残存する障害の程度は、「通常の労務に服することはできるが、非器質性精神障害のため、就労可能な職種が相当程度に制限されるもの」（第9級の7の2）に該当する、とした意見は妥当であると判断する。したがって、請求人に残存する障害は障害等級第9級を超えるものとは認められない。

オ なお、主治医であるE医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の障害の程度について、対人関係障害を残す第7級相当であるとしているものの、同年〇月〇日付け意見書において、能力低下の状態の「対人関係・協調性」の項目について、「しばしば助言・援助が必要」としており、「できない」とは診断しておらず、第7級相当との判断の根拠は明らかではない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。